

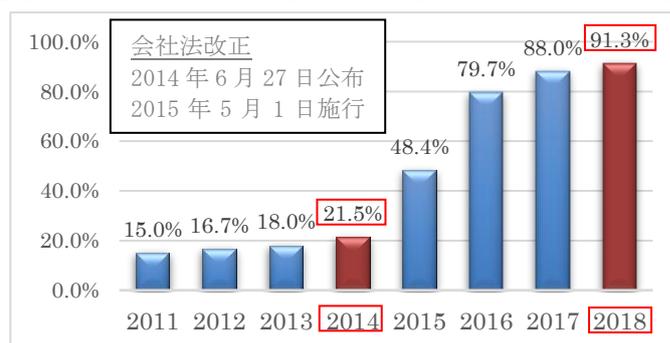
「社外取締役」にまつわるリスク

2015年5月1日に施行された会社法改正において、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、上場会社等における社外取締役の設置が義務に近いレベルで必要とされた¹。また、業務執行者の近親者やグループ会社の業務執行者等に対する、社外取締役要件の厳格化も図られた。それにも関わらず、不正会計や資産の不正流用など、役員自身の不正事案、或いは役員による不適切な管理下での不正事案が後を絶たない。

2019年1月には会社法をさらに改正するための要綱が提出され、一部の投資会社や銀行の中には社外取締役の人数を投資要件としているところも出てくるなど、社外取締役については、その設置運営の在り方や求められる責任がより重く問われている。そこで「社外取締役」を広く活用していくために、社外取締役に絡むリスクのあり方を理解し、対策を講じることが求められる。

1. 社外取締役の選任状況

株式会社東京証券取引所の集計によると、2014年に一部上場企業で2名以上の「独立社外取締役」²を選任している企業は21.5%であったが、【2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率推移】2015年には48.4%、2018年には91.3%まで増加し、上場企業の大半が社外取締役を選任している（右図参照）。これは、コンプライアンス意識の向上とステークホルダー保護によるものと思われる。独立した社外取締役を設置することにより、業務執行者に対する監督機能強化が図られるようになったが、その反面、社外取締役に課せられる責任とそれに伴うリスクも顕在化してきた。



出典：株式会社東京証券取引所「独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率推移」より 弊社作成

2. 取締役に求められる責任

選任された取締役については、会社の業務執行状況に対して、管理監督責任が求められ、万一会社に損害を与えた場合にはその責任を負うことになる。多くの場合「善管注意義務」違反に起因する訴訟となっており、例えば、2012年6月の大阪地裁において、販売した商品から有害物質が検出されたことを知りつつ回収費用が高額になることを恐れて販売を継続した役員、並びに元社長と元工場長（死亡後、遺族3人が訴訟継承）に対して善管注意義務違反として486億円もの高額賠償の支払いが命じられている。（その後5,000万円の支払で和解）

会社への損害の他に、第三者に対して損害を与えた場合についても、役員個人が訴えられるケースがある。通常、会社の運営に係り発生した第三者への損害であれば、会社が責任を負うことになるが、会社法429条に基づいて、「悪意または重大な過失」が見られる場合には、その役員個人の責任も問

¹ 上場会社等においては、社外取締役会の設置もしくは株主総会において社外取締役未設置の理由を説明する必要がある

² 独立社外取締役・・・独立役員として届け出られている社外取締役のこと

われることになる。社外取締役にも業務執行者に対する監視義務があるため、不正な業務執行を阻止できなかった場合には、善管注意義務に違反したとして連帯で責任を求められる事例がみられる。

【役員賠償・株主代表訴訟の事例】

業種	判決日	賠償額	事案の概要
銀行	2000年9月大阪地裁	829億円	先物取引による損害：頭取以下49名
食品	2005年2月大阪地裁	106億円	無認可添加物を含む食品による損害：取締役監査役13名
機械	2008年4月東京高裁	583億円	恐喝事件による損害：取締役5名
化学	2012年6月大阪地裁	486億円	有害物質の不法投棄による損害：社長他3名
精密機器	2017年4月東京地裁	586億円	粉飾決算による損害：社長他5名

出典：過去の判例より弊社作成

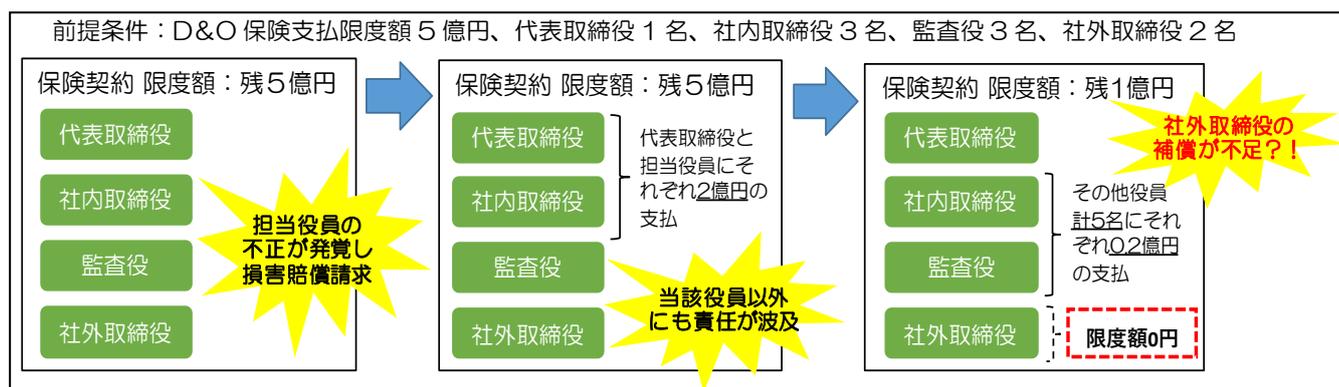
3. 賠償リスクへの備え

社外取締役がその任に伴う大きなリスクを背負うことを念頭に、賠償責任リスクへの備えを整備することが企業にとっては重要なポイントとなる。

リスクヘッジの手法として、経済産業省は「会社役員賠償責任保険（D&O保険）」による対応をその一つとして提案しており、活用方法についてもいくつかの検討のポイントを公表している³。D&O保険は、役員が損害賠償請求をされた際に被る争訟費用や賠償金を填補することを目的とした保険で、補償対象者全体で『共通の』支払限度額を設定することが一般的である。そのため保険金を支払うケースにおいては下のイメージ図のように、①当該役員・代表取締役、②社内取締役・監査役、③社外取締役と、その責任の重さに応じて順に請求が波及していくケースの場合、社外役員には補償が回らなくなるケースも想定される。

そのため、D&O保険には社外取締役に対する補償を「別建て」で設定することが可能となっており、社外取締役に手厚い補償を用意することが、社外取締役の引き受け手を探す際に有効なポイントとなる。保険の活用にあたっては、自社の役員構成や人数などを踏まえ、実効性のある契約内容とするよう、十分検討していただきたい。

【保険金支払いイメージ】



³ 経済産業省コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会「コーポレート・ガバナンスの実践 ～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～ 『別紙2 会社役員賠償責任保険（D&O保険）の実務上の検討ポイント』より

【ニュースに関するお問い合わせ先】

銀泉リスクソリューションズ(株) E-mail/ grs@ginsen-risk.com
〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-7-14 TEL03-5226-2301 FAX03-5226-2609